令和7年度　守谷市立高野小学校　いじめ防止基本方針

令和７年３月改訂

本校では、いじめの問題の克服に向けて、いじめの防止等をするため、「茨城県守谷市立高野小学校いじめ防止基本方針（以下「高野小学校の基本方針」という。）を策定した。

策定は、「いじめ防止対策推進法 平成２５年６月 以下「法」という。」「茨城県いじめ防止基本方針 平成２６年３月」「守谷市いじめ防止基本方針 平成２５年１２月」「茨城県いじめの根絶を目指す条例 令和２年４月」に基づいたものである。

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本方針を定め、学校の教育活動全般にわたって取り組んでいくものとする。また、いじめはどの学校にもどの子にも起こりうるとの認識に立ち、全教職員の共通理解のもと学校組織全体で未然防止に努めるものとする。

今後、この「高野小学校の基本方針」に基づき、学校、地域住民、家庭、その他関係機関等と協力して、いじめの防止等に全職員が一丸となり「いじめをしない、させない、許さない」という認識を共有し、いじめの根絶に真剣に取り組んでいく。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（法第２条第１項）をいう。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、またいじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

(3) いじめの禁止

法第４条「児童等は、いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

(4) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の６点を全職員が認識して取り組む。

ア　「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと。

イ　いじめはどの児童にも起こりうる、またいじめはどの児童も被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に児童の行動を把握する。

ウ　何がいじめなのかを具体的に挙げ、児童と教職員がいじめはどのようなことなのかについて常に意識する。

エ　いじめの未然防止には、常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導を基本とし、児童が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

オ　いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知し、対応する。

カ　いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に被害児童を守り、加害児童に毅然とした態度で指導をする。

(5) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の５つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

ア　未然防止への取組の徹底

イ　早期発見への取組の徹底

ウ　早期解消への取組の徹底

エ　関係機関との連携の徹底

オ　教職員研修の充実の徹底

２「高野小学校いじめ防止対策会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置し、全教職員で一致協力して継続的に取り組む。

(1)　会議は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学級担任、その他校長が必要と認める者で構成する。（スクールカウンセラーが必要に応じ構成員となる。）

(2)　上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を構成員とすることができる。

(3)　校長は会議をとりまとめ、会議を代表する。

(4)　会議は次に上げる事務を所掌する。

ア　学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

イ　いじめの未然防止や早期発見に関すること。
ウ　いじめ問題の確認とその対応に関すること。
エ　いじめ問題の具体的対応策を検討すること。
オ　いじめの相談窓口として相談を受けること。
カ　教職員研修の企画、立案に関すること。
キ　児童向けの研修や情報モラル教育に関すること。

(5)　会議は校長が招集する。

(6)　会議は次の区分で招集する。
月１回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時会とし招集する。

(7)　その他、会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

３ いじめの防止等に関する措置

(1)　未然防止

常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導を基本として児童の豊かな心を育成し、多様性を理解することがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等をはじめとして、以下のような全ての教育活動を通して適切な人権感覚や共生感覚を養うようにする。

ア　授業、学級活動や学校行事

授業、学級活動や学校行事においては、児童が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図れる能力を育てる。

(ｱ)　授業及び学びの時間においては、言語活動を定期的に、かつ効果的に取り入れ、児童同士のコミュニケーション活動を通して、児童の自己有用感（他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚）や共感的理解（その人そのものを理解すること）の能力を培い、自己指導能力を高める。

(ｲ)　学級活動での話合い活動や体験活動等を、児童が主体的に取り組めるように工夫することによって、児童同士の絆を深め、かつ社会性を育む。また、児童が協力して行う活動を工夫することによって、いじめの起こりにくい学級の環境をつくりだす。

(ｳ)　障害への理解を深めるための指導や互いの違いを認め合うことができる学級経営を行うことによって、学級を児童が安心して何でも話し合える居場所にする。

イ　児童会委員会活動、クラブ活動、学校行事

いじめに向かわない児童を育成するため、児童会委員会活動、クラブ活動及び学校行事の中で、全ての児童が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、児童が他の児童から認められる体験をもつことによって、自己肯定感また、自己有用感（自分は人の役に立っている）をもたせる。また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

(ｱ) 体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、その中で児童が奉仕活動等や、異年齢の児童や生徒と関わる経験を積むことにより、自己有用感を高める。

(ｲ) 学校行事等を児童が自ら考え取り組めるようにエ夫し、児童会活動やクラブ活動を活性化し、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にすることなどをとおして、いじめに向かわない人格づくりをする。

(ｳ) クラブ活動において、目標に向けて努力を継続することや友人と協力することの大切さを経験することなどを通して、忍耐力や達成感を養い、いじめに向かわない人格づくりをする。

ウ　教育相談と個別面談

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から児童と接する機会を多くもち、児童が教職員と相談しやすい関係を構築する。そして、児童の話を最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。

また、定期的に行う児童との個別面談の際にも、自分自身だけでなく、他の児童がいじめの被害を受けていないか等の情報を収集する。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、チームで援助する教育相談体制を整える。

(ｱ) 日頃から担任や授業担当者が、児童と気軽に話せる関係を構築する。

(ｲ) 定期的に行う個別面談の際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認する。

(ｳ) いじめと断定できない場合でも、気がかりなことがあれば児童の訴えを傾聴する。

(ｴ) 教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。

(ｵ) 定期的に、また必要に応じて、相談室で個別に話を聞く時間を設ける。

エ　教育活動全体を通して

いじめはどの児童にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通して、児童の観察等をすることで、児童の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候（例 以下の（ア）～（オ）等）を見逃さないよう努める。特に、些細な兆候であってもいじめが疑われる場合、当該児童へ個別に声かけや相談等早い段階から関わりをもち、的確に状況の把握をする。

(ｱ) 遅刻・早退が多い。また、休みがちである。

(ｲ) 朝の会等で、いつもより元気がない。

(ｳ) 授業中の言語活動等の話し合い活動で、他の児童とあまり話さない。
(ｴ) 休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。
(ｵ) 親しかった友達との交流がなくなる。

オ　児童の主体的な活動

いじめの被害を受けている児童が一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けることができるよう、仲間同士による支援活動であるピア・サポート等の互いに認め合い支え合う主体的な活動を支援する。

カ　インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいため、児童から定期的に情報を収集し、その把握に努める。また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、児童がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

＜高野小学校ハートフォーヒューマンプラン＞

・守谷市いじめ防止プログラム「いじめ不登校ゼロパックプラス」の推進

いじめによる大きなトラブルを予防するために、小中 9 年間を通じて計画的に道徳や学級活動を実施する。いじめ防止プログラムを通じて、児童一人一人が自己理解を深め、いじめ防止のための実践意欲を高める。

・特別の教科 道徳を中心にお互いを認め合える学級づくりを推進する。
・いじめへの早期発見、解消に向け、チームとして迅速に対応する。
・「いじめ防止の授業」「i-check」「家守詩」を実施する。
・特別活動を充実することで、「役に立つ」という意識をもち、自己有用感を醸成する。
・「学びのプラン」（生活スキル）の確実な定着を図る。
・けやき台中学校区における道徳教育の小中連携を推進し、自尊感情や道徳的実践力の向上を図る。

(2)　早期発見

教職員は、「いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうる」「いじめは教師の目の届きにくいところで起こる」という共通認識をもち、課題早期発見対応を基本とし全ての教育活動を通じて、児童の観
察等をすることで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。毎月 1 度アンケートを実施するとともに、「いじめ問題を見過ごさないために」の中の「気づいていますか？チェック表」等を参考にし、教師自身がいじめを見抜く感性を磨く。特に、些細な兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から児童へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

ア　アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を月に１回行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめもアンケートに記入させる。また、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。気になる児童の情報を全教職員で共通認識しておく。

イ　保護者との連携

家庭と学校は児童を中心としたチームであることを自覚し、学校での児童の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にする。家庭で少しでも児童の変化に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。必要に応じて、チーム援助会議を開催し問題の解決にあたる。

ウ　相談窓口の周知

児童がいじめ問題について SOS を発信することができる相談窓口の周知に努め、いじめを受けた児童やその保護者のみでなく、周りの友達や大人からも広く情報を収集し、いじめの早期発見、早期対応、解消を図る。

(ｱ)　「２４時間子供 SOS ダイヤル」（文部科学省）、「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」、「いばらき子供 SNS 相談」等の周知に努める。

(ｲ)　守谷市総合教育支援センターにおける教育相談事業及びその事業を通した支援内容の周知に努める。

(ｳ)　適応指導教室（「はばたき」）事業及びその事業を通した支援内容の周知に努める。

(ｴ)　各種スクールカウンセラー事業やスクールソーシャルワーカー事業及びそれらの事業を通した支援内容の周知に努める。

児童のための「悩み相談窓口」(オンライン)の開設

１　目的 支援を求めている児童が声をあげやすい環境を拡充するため

２　対象 本校１年生～６年生児童全員

３　内容

(1)　相談予約受付方法について

学習 e ポータル「まなびポケット」上の「悩み相談窓口紹介資料」から予約ができます。

※　学習 e ポータル「まなびポケット」は 7 月から守谷市内全小中学校で導入される学習をサポートするための WEB アプリケーションです。

(2)　相談予約の確認時間について

・月～金　9時～１６時(土日祝日・閉庁日は除く)

(3)　早期解消

いじめの連絡や相談を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、被害者の安全を確保するとともに、「いじめ対策会議」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

ア　被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている児童を守り通すことを第一とし、全職

員が協力して役割分担を明確にして被害者の心のケアに努める。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り（即日対応)、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。さらに、謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

イ　実態の把握

被害者、加害者及び周辺の児童から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図る。

ウ　加害者への対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止めさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。さらに、児童の抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

エ　インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、直ちに削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。インターネット上に児童を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のＵＲＬを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等の対応をして内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。また、児童の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な支援を求める。さらに、情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

オ　重大事態の調査と報告（詳細は６）

いじめを背景とした重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。その調査結果については、関係機関に報告する。

４ 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

(I)　保護者

保護者の集まる学校行事や個別面談において、「県の基本方針」の「Ⅳ 家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。また、法第９条１項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。さらに、個別面談等でアンケート調査や聞き取り調査を行い、児童の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生児童委員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。なお、いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

（参考：いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底に向けて　令和５年２月７日）
https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-000013029O4-001.pdf
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_ijime_boushi_kaigi/pdf/tuuchi-gaiyou.pdf

(4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、児童が在籍する学校と連携して対応する。

(5) その他

いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力の向上

を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

(3)　インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。（守谷市保幼小中高一貫教育における情報モラル教育の充実を図る。）

6 重大事態への対処

児童がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対処を行う。

(1)　発生報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。

(2)　実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(3)　被害者保護

いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

(4)　加害者対応

いじめの加害児童に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

(5)　調査結果報告

調査結果については、県教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

(6)　解消と再発防止

いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。加害児童に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

(7)　同種事態の発生防止

当該事態の事実に真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

(8)　一般的な重大事態調査の流れ

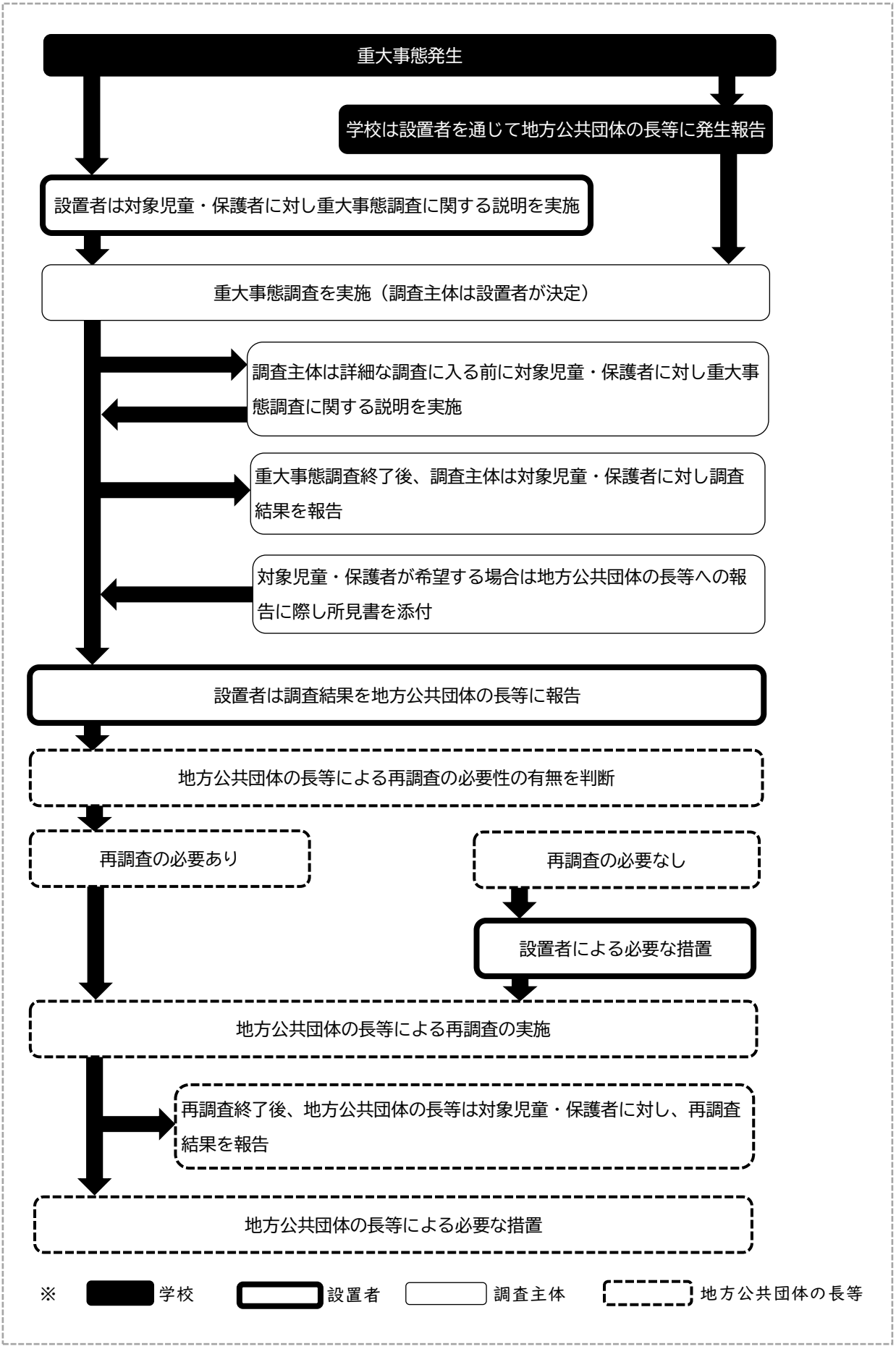

7 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の（１）～（５）の５項目に関しての評価規準を本校の学校評価項目に加え、適正に本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

(1) 未然防止の評価規準

ア 児童の自己指導能力を高めることができた。
イ 児童の自己有用感を高めることができた。
ウ 児童の規範意識を高めることができた。
エ 児童が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
オ 情報モラル教育を推進できた。

(2) 早期発見の評価規準

ア いじめの早期発見に努めることができた。
イ 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
ウ 複数の相談窓口を児童や保護者へ周知できた。

(3) 早期解消の評価規準

ア 被害者の心のケアができた。
イ 適切にいじめの事実を確認できた。
ウ 加害者に対しては、いじめをやめさせることができた。
エ インターネットを通じて行われるいじめの対応ができた。

(4) 関係機関との連携の評価規準

ア 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
イ 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。
ウ 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。
エ 学校以外の場で起きたいじめに適切に対応できた。

(5) 教職員研修の評価規準

ア 実践的研修を行うことができた。
イ 事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
ウ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。

＜参考＞

・いじめ防止対策推進法　　平成 25 年６月 28 日公布
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm

・茨城県いじめ防止基本方針　　平成 26 年３月 26 日策定
https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/wp-content/uploads/2023/01/kihon.pdf

・守谷市いじめ防止基本方針　　平成 25 年 12 月策定
https://www.city.moriya.ibaraki.jp/kosodate_kyouiku/kyoiku/houshin/ijimebousiMORIYA.html

・茨城県いじめの根絶を目指す条例　令和２年４月１日施行
https://www.pref.ibaraki.jp/somu/somu/hosei/cont/reiki_int/reiki_honbun/o4002038001.html

・いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）令和５年２月７日
https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-000013029O4-001.pdf
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_ijime_boushi_kaigi/pdf/tuuchi-gaiyou.pdf

・こどもの人権を守りましょう
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00107.html

・令和６年 12 月 25 日いじめ防止対策の更なる強化等について（事務連絡）　：文部科学省
【別添２】いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（本文）
【別添１】いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂版（概要）

・いじめに関する校内研修ツール（自己点検シート）
https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/h21/h21-3-(1)(1).pdf

高野小学校ハートウォーミングプラン（年間計画）

月	計　画	月	計　画
４月	・いじめの定義の確認 （児童・保護者・職員） ・遊ゆうタイムの実施 ・ハートいっぱいタイム ・学校生活アンケート ・いじめ対策会議 ・児童情報共通理解	10月	・あいさつ運動 ・遊ゆうタイムの実施 ・ハートいっぱいタイム ・学校生活アンケート ・いじめ対策会議
５月	＜いじめをなくそう仲良し週間＞ ・あいさつ運動 ・遊ゆうタイムの実施 ・ハートいっぱいタイム ・学校生活アンケート ・いじめに関する授業（道徳） ・いじめをなくそう仲良し集会の	11月	・あいさつ運動 ・遊ゆうタイムの実施 ・ハートいっぱいタイム ・学校生活アンケート ・いじめ対策会議

	・i－checkの実施 ・職員研修（講師：ＳＣ） ・いじめ対策会議		
６月	・あいさつ運動 ・遊ゆうタイムの実施 ・ハートいっぱいタイム ・学校生活アンケート ・いじめ対策会議	12月	・あいさつ運動 ・遊ゆうタイムの実施 ・ハートいっぱいタイム ・学校生活アンケート ・いじめ対策会議
７月	・あいさつ運動 ・遊ゆうタイムの実施 ・ハートいっぱいタイム ・学校生活アンケート ・いじめ対策会議	１月	・あいさつ運動 ・遊ゆうタイムの実施 ・ハートいっぱいタイム ・学校生活アンケート ・いじめ対策会議
８月	・家守詩の作成 ・あいさつ運動 ・遊ゆうタイムの実施 ・ハートいっぱいタイム ・学校生活アンケート ・いじめ対策会議	２月	・あいさつ運動 ・遊ゆうタイムの実施 ・ハートいっぱいタイム ・学校生活アンケート ・いじめ対策会議 ※いじめ防止基本方針の見直し
９月	＜いじめをなくそう仲良し週間＞ ・あいさつ運動 ・遊ゆうタイムの実施 ・いじめに関する授業（道徳） ・家守詩の作成とHP公開 ・中学校区きらめきフォーラム ・保護者向け情報モラル教室 ・ハートいっぱいタイム ・学校生活アンケート ・いじめ対策会議	３月	・あいさつ運動 ・遊ゆうタイムの実施 ・ハートいっぱいタイム ・学校生活アンケート ・いじめ対策会議 ※１年間のまとめ